

平成27年度
鎌倉市行政評価報告書

平成27年9月
鎌倉市
経営企画部経営企画課

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

平成27年度鎌倉市行政評価報告書 目次

1 鎌倉市の行政評価

(1) 行政評価とは	1
(2) 行政評価の目的	1
(3) 鎌倉市の取組	1
(4) 評価対象	2

2 内部評価について

(1) 評価方法	7
(2) 実施事業の評価結果	16
(3) 施策の方針等の評価結果	27

3 外部評価について

(1) 評価方法	29
(2) 評価結果	33

4 平成27年度鎌倉市行政外部評価公開意見交換会の概要

(1) 実施要領	71
(2) 意見交換の概要	72
(3) アンケート調査結果	72

5 施策の方針等の評価結果（外部評価及び内部評価結果）

(1) 計画の推進に向けた考え方	76
(2) 施策の方針	91

6 まとめ

(1) 評価結果のまとめと今後に向けて	207
(2) 評価結果の活用	208
(3) 評価結果の公表	209

【資料編】

・市民意識調査結果（一部抜粋）	資料-1
・平成27年度行政評価における施策の方針等担当部一覧	資料-6
・平成27年度実施事業評価結果一覧	資料-8

